

スマートフォンとマイナンバーカードで

転出届のオンライン手続を開始します

マイナンバーカードを使用して、ご自宅等から転出の手続が可能になります。

3、4月の引越しシーズンの混雑緩和にご協力をお願いいたします。

横浜市内から他市区町村へ引越しをする際、区役所にお越しいただくことなく、転出届の手続が行えるようになります。時間や場所を問わず、スマートフォンから、マイナンバーカードを使用してオンラインでお手続ができますので、ぜひご利用ください。

※お引越し先の市区町村の役所における転入届の手続は別途必要です。

1 導入開始日

令和3年1月28日（木）10時

2 オンライン手続をご利用いただける方

マイナンバーカード・マイナンバーカードに対応したスマートフォンをお持ちの方

※マイナンバーカードは、署名用電子証明書が有効な状態であり、かつ暗証番号が分かる場合に限りです。

※カードをお持ちの方と同一世帯内で、一緒に転出する方は、カードをお持ちの方がまとめて届けることが可能です。（ご本人を含め最大10人まで）

※ご利用には専用のアプリケーションが必要です。

※パソコンやタブレット端末からも入力が可能です。本人確認をスマートフォンで行う必要があります。

3 オンライン手続概要（※令和3年1月18日公開予定）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/tourou/tensyutu-online.html>

（横浜市 転出届 オンライン）でご検索ください。）

※専用のアプリケーション（スマートフォン用）は、上記ウェブページからダウンロードできます。

4 オンライン手続によるメリット

(1) いつでも・どこでも届出の提出が可能

平日夜間・土日など、いつでも・どこでも届出の提出が可能です。

(2) 区役所窓口への来庁が不要

引越しシーズンの窓口混雑を避けることができます。また、郵送いただく場合と異なり、封筒や切手などのご準備も必要ありません。

(3) マイナンバーカードを使用した自動入力

氏名等の必要情報入力の手間が軽減され、記入間違いもなくなります。

オンライン手続のご利用にあたっての主な注意事項

- ・手続後に転出を取り止めた場合は、改めてお住まいの区の区役所窓口での手続が必要となります。
- ・引越しにあたり、転出届以外にも国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などの手続が別途必要な場合があります。あらかじめご確認ください。
- ・上記以外にもご利用にあたって注意事項がありますので、詳しくはウェブページをご覧ください。

お問合せ先

市民局窓口サービス課担当課長 粕谷 美路 Tel 045-671-3471